

指定特定非営利活動法人指定申出書

2025年9月30日 神奈川県知事殿	主たる事務所の所在地	〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本六丁目32番5号 シャームゾン橋本208 電話 090-2140-9439 FAX なし
	（フリガナ）	トクテイヒエイリカツドウホウジンユメイク
	法人の名称	特定非営利活動法人ユメイク.
	（フリガナ）	ダイヒョウリジ イイジマ サオリ
	代表者の氏名	代表理事 飯島 沙織
	設立年月日	令和 5年 5月 19日
	過去の指定の有無及びその年月日	有 ・ ☒ 無 年 月 日
	事業年度	4月1日 から 3月31日 まで
地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第37条の2第3項の規定により申し出ます。		
現に行っている事業の内容		
(特定非営利活動に係る事業) こころの教育事業		
(その他事業) なし		
県内における特定非営利活動を行う地域		
相模原市（全域）		
主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地		
なし		
その他の参考事項		
なし		



指定要件チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人ユメイク.		実績判定期間	R5年5月19日～R7年3月31日																																											
(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。						チェック欄 ☐																																									
特定非営利活動法人の活動地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申出日の属する事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">判定の対象となる各事業年度</td> <td>R5年5月19日から</td> <td>R6年4月1日から</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日から</td> <td>R7年4月1日から</td> </tr> <tr> <td>R6年3月31日まで</td> <td>R7年3月31日まで</td> <td>年 月 日まで</td> <td>年 月 日まで</td> <td>年 月 日まで</td> <td>R8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>県内で活動する特定非営利活動法人である。</td> <td>☒ はい ・ いいえ</td> <td>☒ はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>☒ はい ・ いいえ</td> </tr> <tr> <td>活動地域</td> <td>相模原市（全域）</td> <td>相模原市（全域）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相模原市（全域）</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業</td> <td>特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業</td> </tr> </tbody> </table>								①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度	判定の対象となる各事業年度	R5年5月19日から	R6年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	R7年4月1日から	R6年3月31日まで	R7年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	R8年3月31日まで	県内で活動する特定非営利活動法人である。	☒ はい ・ いいえ	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	☒ はい ・ いいえ	活動地域	相模原市（全域）	相模原市（全域）				相模原市（全域）	備考	特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業	特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業				特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業
	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度																																									
判定の対象となる各事業年度	R5年5月19日から	R6年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	R7年4月1日から																																									
	R6年3月31日まで	R7年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	R8年3月31日まで																																									
県内で活動する特定非営利活動法人である。	☒ はい ・ いいえ	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	☒ はい ・ いいえ																																									
活動地域	相模原市（全域）	相模原市（全域）				相模原市（全域）																																									
備考	特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業	特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業				特定非営利活動に係る事業 こころの教育事業																																									

指定要件チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法 人 名	特定非営利活動法人ユメイク.	実績判定期間	R5年5月19日～R7年3月31日
-------	----------------	--------	-------------------

(2) 次のいずれかに該当すること

チェック欄

ア 次に掲げる基準に該当していること。

(7) その事業活動の内容について、次に掲げる基準に該当していること。

a 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

b 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。

b 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。

イ 当該特定非営利活動法人が、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、知事が適当と認めたものであること。



(ア) その事業活動の内容について、次の掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

① 原則、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、実績判定期間内の各事業年度において、総支出額の2分の1以上であること。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	合 計
	R5年5月19日から R6年3月31日まで	R6年4月1日から R7年3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
すべての事業活動 に係る金額等	1,740千円	3,383千円				5,123千円
特定非営利活動に 係る事業活動に係 る金額等	1,740千円	3,383千円				5,123千円
特定非営利活動に係 る事業活動の割合	100 %	100 %	%	%	%	100 %

()

② 利益を受ける県民が存在すること。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属す る事業年度
	R5年5月19日から R6年3月31日まで	R6年4月1日から R7年3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	R7年4月1日から R8年3月31日まで
利益を受ける県民 が存在する。	☐ はい・いいえ	☐ はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	☐ はい・いいえ

b. 判断基準 地域の課題の解決に資するもの

特定非営利活動に係る事業が、①又は②に該当すること。又は、①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。

① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	行政の計画・施策 (省庁・地方公共団体等の名称)	方向性に沿っている内容・理由
こころの教育事業	100 %	さがみはらみんなのシビックプライド向上計画 【計画期間：令和5年度～令和9年度】 (相模原市)	さがみはらみんなのシビックプライド向上計画は、「相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていこうという気持ち(シビックプライド)を持ったみんなを市内外に増やすための取組を推進」することを基本方針としており、当該方針に基づいた基本施策の中、「相模原市と関わりのあるみんなへの相模原市の魅力発信」において、主な取組の一つとして、「シビックプライド向上事業」を掲げている。 また、「スポーツに親しめるまちさがみはら」を相模原市のアピールポイントの一つとしている。 当法人では、ホームタウンチーム及び相模原に所縁のあるアスリートと連携し、子どもたちに対して、「夢」をテーマにしたアスリートの経験談による授業を行い、未来を切り拓く力の育成に繋げるとともに、シビックプライドの醸成にも寄与していることから、市が掲げる施策の方向性に沿ったものとなっている。

② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	地域の住民等の要望を 説明する資料	対応している内容・理由
	%		

第2表（次葉）

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 事業の活動の実績と継続的な事業の実施

- ① 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績がある。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	R5年5月19日から	R6年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	R7年4月1日から
	R6年3月31日まで	R7年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	R8年3月31日まで
県内の活動地域における事業の活動の実績	☒ 有 ・ 無	☒ 有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	☒ 有 ・ 無

- ② 継続的な事業の実施が見込まれること。

指定期間中、人的体制、活動資金の見通し等から、継続的な事業の実施が見込まれる。

☒ はい ・ いいえ

※ 継続的な事業の実施（見込み）を説明する資料（事業計画等）を添付してください。

b 判断基準 支持されている実績

- ① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	R5年5月19日から	R6年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	R7年4月1日から
	R6年3月31日まで	R7年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	R8年3月31日まで
支持されている実績の有無	☒ 有 ・ 無 (行政等)	☒ 有 ・ 無 (行政等)	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	☒ 有 ・ 無 (行政等)

- ② 実績の内容

支持されている実績	実 績 の 内 容 等
行政等からの支援又は支持を受けている実績	[内 容] 行政等との協働（相模原市教育委員会、小学校との協働） 相模原市教育委員会と連携し、希望があった市内小学校において、こころの教育事業を実施
	[期間等] 令和5年7月～現在まで

指定要件チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人ユメイク.	実績判定期間	R5年5月19日からR7年3月31日まで
-----	----------------	--------	----------------------

(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

チェック欄

ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。

☐

(7) 役員及びその親族等

(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。

エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

ア

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (b÷a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (d÷a)
区 分		a	b	c	d	e
①	R5年5月19日からR6年3月31日まで	4人	0人	0%	0人	0%
②	R6年4月1日からR7年3月31日まで	4人	0人	0%	0人	0%
③	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
④	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
申出日の属する事業年度		4人	0人	0%	0人	0%

（備考）各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第28条に正社員の表決権は平等とすると規定	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

第3表（次葉）

ウ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	☐ はい ・ ☐ いいえ	☐ はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	はい ・ ☐ いいえ	☐ はい ・ ☐ いいえ

（備考） 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☐ 無

帳簿組織の状況

法人名	特定非営利活動法人ユメイク.		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	会計ソフト	月に一度	10年
総勘定元帳	会計ソフト	月に一度	10年
寄付者名簿	エクセル	月に一度	10年
仕訳帳	会計ソフト	月に一度	10年
請求書、領収書綴り	バインダー スキャンデータ	月に一度	10年
領収書(控)	スキャンデータ	月に一度	10年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

指定要件チェック表（第4表）（条例第4条第1項第4号に適合する旨を説明する書類）

[illegible]

役員等に対し役員の選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無
営利を目的とした事業を行う者及び アの活動を行う者又は特定の候補 者もしくは公職にある者に対する寄 附の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況(第4表)付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表)付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法 人 名	特定非営利活動法人ユメイク.
-------	----------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与・その他 手当の区分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
なし					

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	R5年5月19日 ～ R7年 9 月 30 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0 人	0 円

役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表）付表2

法 人 名

特定非営利活動法人ユメイク。

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

[illegible]

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む）

取引先の氏名	法人との関係	役務の提供内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2023 年 7 月 10 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2023 年 7 月 13 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2023 年 7 月 13 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 1 月 23 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 1 月 23 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 1 月 25 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 1 月 25 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 1 月 26 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 1 月 26 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	PTA事業講師	2024 年 1 月 27 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
成 昂徳	副代表理事	PTA事業講師	2024 年 1 月 27 日	10,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 2 月 5 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 2 月 5 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 2 月 14 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 2 月 19 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 2 月 26 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 2 月 26 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 6 月 14 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 6 月 25 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
成 昂徳	副代表理事	夢先生	2024 年 6 月 25 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 6 月 25 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 7 月 1 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 7 月 11 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 7 月 12 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 7 月 12 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 9 月 9 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 9 月 24 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む）

取引先の氏名	法人との関係	役務の提供内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 9 月 24 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 9 月 26 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 9 月 26 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 9 月 30 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 10 月 22 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2024 年 10 月 22 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 11 月 18 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 11 月 20 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 11 月 20 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 12 月 9 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2024 年 12 月 9 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 1 月 20 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 1 月 21 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 1 月 21 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 1 月 29 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 2 月 3 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 2 月 4 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2025 年 2 月 4 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2025 年 2 月 25 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	夢先生	2025 年 2 月 25 日	50,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 2 月 26 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 3 月 6 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの
小宮山 友祐	副代表理事	アシスタント	2025 年 3 月 6 日	20,000 円（源泉所得税別途）	「役員等へ」法人が行ったもの

1,410,000

指定要件チェック表（第5表）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	特定非営利活動法人ユメイク	実績判定期間	R5年5月19日～R7年3月31日
-----	---------------	--------	-------------------

チェック欄

○

(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあっては主たる事務所）において閲覧させること。

ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない

1	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿） (2) 役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿） (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）
2	(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程
5	I 次の事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (7) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 (4) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 (4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの (7) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(4)に掲げる事項を除く。） (4) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）
6	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。

第5表(次葉)

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

チェック欄

○

ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの

a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに掲げる事項を除く。)

b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

(年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。)

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額(年間300万円未満) ($(\textcircled{6} \times 12) \div \textcircled{7} < 300 \text{万円}$)	小規模法人の適用
	はい・ ☒ いいえ

判定の対象となる各 事業年度	①	②	③	④	⑤
	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から	年月日から
	年月日まで	年月日まで	年月日まで	年月日まで	年月日まで
総収入額	円	円	円	円	円

合計総収入額(※⑥)	円
------------	---

① から⑤までの合計月数(※⑦)	月
------------------	---

年総収入額($\textcircled{6} \times 12 \div \textcircled{7} < 300 \text{万円}$)	円
---	---

2 インターネットの利用による公表(1の小規模法人を除く)

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同意	
		する	しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(イに掲げる事項を除く。) イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額		
4	(1) 事業報告書等(事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)、財産目録) (2) 定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分)		

指定要件チェック表（第6表）（条例第4条第1項第7号）

(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。					チェック欄 ○
各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有 ☒ ・ 無 ☐	有 ☒ ・ 無 ☐	有 ☐ ・ 無 ☐	有 ☐ ・ 無 ☐	有 ☐ ・ 無 ☐	

指定要件チェック表（第7表）（条例第4条第1項第8号）

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。						チェック欄 ○
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度	
有 ☐ ・ 無 ☒	有 ☐ ・ 無 ☒	有 ☐ ・ 無 ☐	有 ☐ ・ 無 ☐	有 ☐ ・ 無 ☐	有 ☐ ・ 無 ☒	

指定要件チェック表（第8表）（条例第4条第1項第9号）

(9) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。				チェック欄 ○
事業年度	4月1日 ～ 3月31日	設立年月日	令和5年5月19日	

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ユメイク.	チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		○

- 1 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - (1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）
- 2 条例第 20 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
- 3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの
- 6 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有・ ☐ 無
(2)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ ☐ 無
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ ☐ 無
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）	有・ ☐ 無

欠格事由チェック表（次葉）

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ ☐ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ

（備考）上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和7年9月30日

所在地 神奈川県相模原市緑区橋本六丁目32番5号シャームゾン橋本208

法人の名称 特定非営利活動法人ユメイク。

代表者の氏名 代表理事 飯島沙織

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	特定非営利活動法人ユメイク.
-------	----------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	寄 附 金 充 当 予 定 額
こころの 教育事業	JFA こころの プロジェクト が提供する 「夢の教室」 を実施する。	R7.4.1 ~ R12.3.31	相模原市内 小学校	R7 年度 約 25 名 R8 年度 約 25 名 R9 年度 約 40 名 R10 年度 約 50 名 R11 年度 約 60 名	R7 年度 約 1,500 名 R8 年度 約 1,500 名 R9 年度 約 3,000 名 R10 年度 約 4,000 名 R11 年度 約 5,000 名 受益対象者は いずれの年度も 相模原市内在籍 の小学生および 関係者	R7 年度 6,000,000 円 R8 年度 6,000,000 円 R9 年度 10,000,000 円 R10 年度 12,000,000 円 R11 年度 15,000,000 円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	
きらぼし銀行 橋本支店	

特定非営利活動法人ユメイク. 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ユメイク. という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、相模原市内に在住する子どもたちに対して、相模原市ホームタウンチームや相模原市に所縁のあるアスリート等と連携したこころの教育に関する事業を行い、子どもたちが自身の可能性や多くの選択肢に触れ、将来への希望や活力、相模原への愛着（シビックプライド）を育むきっかけづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る事業
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① こころの教育事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上 3人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 49 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 48 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、電子公告に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 飯島 沙織

副代表理事 成 昂徳

同 小宮山 友祐

監事 西尾 公伸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 個人 0円 団体 0円

賛助会員 個人 0円 団体 0円

(2) 年会費

正 会 員

個人 0 円 団体 0 円

賛助会員

個人 1 口 0 円 (1 口以上)

団体 1 口 0 円 (1 口以上)

令和6年度事業報告書

法人の名称 特定非営利活動法人ユメイク.

1 事業の成果

こころの教育事業として前年度(7校15回)を上回る14校39回の「夢の教室」を相模原市内小学校5年生を対象に実施した。また、登壇者として参加した現役、OBOGアスリートも18名に及び、プログラムの認知・理解を深める活動も外部に向けて実施することができた。また、日本サッカー協会との業務提携も更新し、次年度以降の協力体制も継続して築くことができた。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① こころの教育事業

- ・ 内容 ホームタウンチームの選手とともに相模原市の小学校に訪問し、JFAの行う「夢の教室」のプログラムを実施する。
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 相模原市内各小学校
- ・ 従事者人員 19名
- ・ 受益対象者 相模原市内の小学校に在籍する者、関係者 1,205名
- ・ 支出額 3,383,508円

令和5年度事業報告書

法人の名称 特定非営利活動法人ユメイク

1 事業の成果

初年度は、法人の活動基盤を整えるため、7月にトライアルを実施し、関係者の視察や動画の制作など活動内容の認知、理解を深めるための取り組みを行った。
また、公益財団日本サッカー協会(JFA)との業務提携契約を締結し、1月より事業を開始することができた。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① こころの教育事業

- ・ 内容 ホームタウンチームの選手とともに相模原市の小学校に訪問し、JFAの行う「夢の教室」のプログラムを実施。また、同プログラムの認知・理解を深める活動も外部に向けて実施することができた。
- ・ 日時 通年
- ・ 場所 相模原市内各小学校
- ・ 従事者人員 10名
- ・ 受益対象者 相模原市内の小学校に在籍する者、関係者 652名
- ・ 支出額 1,305,352円

活動計算書

令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日まで

法人名: 特定非営利活動法人ユメイク.

(単位: 円)

I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	3,405,000	3,405,000	
3. 事業収益			
こころの教育事業収益	55,000	55,000	
4. その他収益			
受取利息	33		
雑収益	292	325	
経常収益計			3,460,325
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	1,840,000		
印刷製本費	0		
広告宣伝費	10,000		
会議費	0		
旅費交通費	11,001		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
保険料	0		
支払手数料	1,331,990		
租税公課	190,517		
雑費	0		
その他経費計	3,383,508		
事業費計		3,383,508	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
保険料	0		
支払手数料	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			3,383,508
当期経常増減額			76,817
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			76,817
前期繰越正味財産額			△ 370,952
次期繰越正味財産額			△ 294,135

活動計算書

令和 5年 5月 19日 ～ 令和 6年 3月 31日まで

法人名: 特定非営利活動法人ユメイク.

(単位: 円)

I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	1,265,000	1,265,000	
3. 事業収益			
こころの教育事業収益	105,000	105,000	
4. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,370,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	772,000		
印刷製本費	0		
広告宣伝費	235,000		
会議費	0		
旅費交通費	15,974		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
保険料	0		
支払手数料	643,500		
租税公課	74,478		
雑費	0		
その他経費計	1,740,952		
事業費計		1,740,952	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
保険料	0		
支払手数料	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,740,952
当期経常増減額			△ 370,952
III 経常外収益			
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			△ 370,952
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			△ 370,952

貸借対照表

令和 7年 3月 31日現在

法人名:特定非営利活動法人ユメイク.

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	25,415		
未収金			
流動資産合計		25,415	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	0		
有形固定資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			25,415
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	319,550		
預り金	0		
流動負債合計		319,550	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			319,550
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	△ 370,952
当期正味財産増減額			76,817
正味財産合計			△ 294,135
負債及び正味財産合計			△ 294,135

貸借対照表

令和 6年 3月 31日現在

法人名: 特定非営利活動法人ユメイク.

(単位: 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,648		
未収金	55,000		
流動資産合計		64,648	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
有形固定資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			64,648
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	435,600		
預り金	0		
流動負債合計		435,600	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			435,600
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産増減額		△ 370,952	
正味財産合計			△ 370,952
負債及び正味財産合計			64,648

財産目録

令和 7年 3月 31日現在

法人名: 特定非営利活動法人ユメイク.

(単位: 円)

I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	25,005		
きらぼし銀行	410		
未収金			
流動資産合計		25,415	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
固定資産合計		0	
資産合計			25,415
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
JFA支払手数料(1月分)	261,800		
JFA旅費交通費(1月分)	2,750		
ノジマステラスポーツクラブ謝金(1月分)	55,000		
預り金			
源泉所得税	0		
流動負債合計		319,550	
2. 固定負債			
長期借入金			
固定負債合計		0	
負債合計			319,550
正味財産			△ 294,135

財産目録

令和 6年 3月 31日現在

法人名: 特定非営利活動法人ユメイク.

(単位: 円)

I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	522		
きらぼし銀行	9,126		
未収金			
ノジマステラススポーツクラブ	55,000		
流動資産合計		64,648	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	0		
固定資産合計		0	
資産合計			64,648
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
JFA支払手数料(1、2月分)	435,600		
預り金			
源泉所得税	0		
流動負債合計		435,600	
2. 固定負債			
長期借入金			
固定負債合計		0	
負債合計			435,600
正味財産			△ 370,952